

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 3 月 29 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700232号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700033号

## 第1 結論

昭和57年12月及び昭和58年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年\*月から昭和55年9月まで  
② 昭和57年12月及び昭和58年1月

請求期間①について、私は、夫と入籍した昭和56年4月に、A市B区役所に行き、同行していた夫と一緒に私の国民年金の加入手続を行い、当該期間を含むそれまで納付していなかった入籍前の期間の国民年金保険料を納付する旨伝え、後日、自宅に送付されてきた納付書により、夫が同区役所で遡ってまとめて納付した。

請求期間②について、私は、昭和56年9月の厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和57年12月にA市B区役所に行き、同行していた夫と一緒に私の国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の口座振替の手続を行い、口座振替が開始されるまでの当該期間2か月分の国民年金保険料1万円ぐらいを、同区役所の窓口で現金で納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者は、昭和57年12月にA市B区役所に行き、同行していた夫と一緒に国民年金の再加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の特殊台帳における国民年金の任意加入に係る資格取得日及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年12月頃であったと推認され、当該手続時点において、請求期間②の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、請求期間②の国民年金保険料について、請求者は、A市B区役所で国民年金の再加入

手続を行った際、口座振替による手続を行い、口座振替が開始されるまでの当該期間2か月分の保険料1万円ぐらいを、同区役所の窓口で現金で納付したと主張しているところ、i) A市B区は、請求者は、請求期間②当時、口座振替による手続を行った被保険者に係る口座振替による納付が開始されるまでの2か月分の保険料は、同区役所の窓口で納付することができると陳述していること、ii) 請求者に係るA市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、請求者は、請求期間②直後の昭和58年2月及び同年3月の保険料を同年2月23日に口座振替により納付していることが確認できる上、オンライン記録において当該期間以降に未納期間がないこと、iii) 請求者が納付したとする国民年金保険料額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることを踏まえると、国民年金に任意加入した請求者が、当該加入手続時点において現年度納付が可能であった当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、請求期間①については、請求者は、夫と入籍した昭和56年4月に、A市B区役所に行き、同行していた夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、前述のとおり、昭和57年12月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、当該時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間①の国民年金保険料について、請求者は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、当該期間を含むそれまで納付していなかった入籍前の期間の国民年金保険料を納付する旨伝え、後日、自宅に送付されてきた納付書により、夫が同区役所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、同区役所は、請求期間①当時、同区役所の窓口では、年度を遡って保険料を納付することはできないと陳述している。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 1700226 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (国) 第 1700032 号

## 第 1 結論

昭和 36 年\*月から昭和 37 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 50 年 4 月頃から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年\*月から昭和 37 年 5 月まで  
② 昭和 50 年 4 月頃から昭和 60 年 3 月まで

請求期間①について、20 歳の誕生日前後 (昭和 36 年\*月) に、自宅に来た A 市役所の職員から、母親と一緒に、国民年金の制度が始まった旨の説明と、国民年金への加入勧奨を受けた。当該期間の国民年金保険料については、その場で昭和 36 年\*月から同年\*月までの保険料である 300 円を納付し、当該 3 か月分の印が押された年金手帳を受け取った。また、昭和 36 年\*月から私が就職する前の昭和 37 年 5 月までの保険料については、年金手帳を預けていた同居の母親が、集金に来ていた市職員に納付してくれていたはずである。しかし、国の記録では、当該期間が未納となっている。

請求期間②について、詳しい時期や回数については覚えていないが、昭和 50 年 4 月頃から昭和 59 年頃までの間に、複数回、A 市役所から送付された国民年金保険料の免除の申請に係るはがきに、○を付けて返送することにより、免除の手続を行った。その際に、請求期間②についての保険料免除が、承認又は却下された旨の通知を受け取ったかどうかについては、全く記憶にない。しかし、国の記録では、初めての申請免除の記録は、昭和 60 年 4 月となっており、当該期間が未納となっている。

請求期間①及び②が未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、20 歳の誕生日前後 (昭和 36 年\*月) に、自宅に来た A 市役所の職員から、国民年金への加入勧奨を受け、その場で 3 か月分の国民年金保険料を納付し、

その際、3か月分の印が押された年金手帳を受け取ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和39年7月ないし同年8月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求者は、初回の3か月分の国民年金保険料は自身で納付し、それ以降の保険料については、同居していた母親が納付してくれていたはずであると主張しているところ、請求者は、請求期間①の大部分の保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行ってくれたとする母親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、当該期間の大部分の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間①のうち、昭和36年\*月から昭和37年3月までの期間については、前述の推認される国民年金加入手続時期において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は、昭和50年4月頃から昭和59年頃までの間に、複数回、A市役所から送付された国民年金保険料の免除の申請に係るはがきに、○を付けて返送することにより、免除の手続を行ったと主張しているが、i) 請求者は、当該申請のはがきを提出した時期や回数について具体的に記憶していないこと、ii) 免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているにもかかわらず、請求者は、当該通知を受け取ったかどうかについては、全く記憶にないとしていることから、当該期間の保険料免除の申請状況が不明である。

また、請求期間②は120か月と長期間であり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求者が、請求期間②について、国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料もなく、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。